

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念の実現を目指し、効率的かつ公正な事業活動を通じて企業価値の向上を図っていくことを経営の最重要事項としております。これを実現していくために、実効性の高いコーポレート・ガバナンスを実現することが重要な要素のひとつであると認識し、経営の透明性を高め、内部統制の仕組み、コンプライアンス体制の充実に努めております。

当社は、以下の考え方に沿ってコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

- (1)株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2)株主をはじめとするステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3)会社に関する情報を適切かつ積極的に開示し、透明性を確保します。
- (4)取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、客観的な立場からの業務執行監督機能の実効化を図ります。
- (5)中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】議決権の電子行使の環境整備、招集通知の英訳

当社の株主構成において、外国人(法人)投資家の比率は相対的に低いこと等を勘案し、現時点において招集通知の英文作成は実施しておりませんが、今後、外国人(法人)投資家の比率などが高まる等必要に応じて検討課題といたします。

【補充原則4-2-1】業績連動報酬・自社株報酬が機能する仕組みを設定

業務執行取締役と執行役員の現金報酬の一部は、一定の計算方法により業績に連動させることで透明性と一定のインセンティブを確保しております。

当社第103期定時株主総会の承認を条件に自社株報酬を導入する予定です。

【補充原則4-10-1】指名・報酬委員会等の活用

当社は、指名委員会を設置していませんが、取締役の指名にあたっては、取締役会において、独立社外取締役より適切な助言を得ることとしております。今後、取締役の指名に係る諮問委員会の必要性等について検討してまいります。

【原則4-11】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

取締役会の役割・責務を実効的に果たすために、当社の取締役会は、多様な事業分野、専門分野における知識、経験、能力を有する取締役で構成されており、バランスを確保した体制となっておりますが、ジェンダーなどの多様性の確保については検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】政策保有株式

政策保有株式については、発行会社との取引関係の維持・強化、取引の円滑化等を通じ企業価値の向上、中長期的な経済合理性及び将来の見通しを総合的に勘案した上で投資判断の可否を決定しております。

個々の政策保有株式については、保有目的、保有に伴う便益やリスク等を毎年定期的に取締役会で検証し、保有継続の適否を判断しております。

議決権行使に当たっては、議案内容が投資先企業の企業価値向上及び当社の株主利益を毀損するおそれがないか等の観点から検討を行い、賛否を判断することとしております。

【原則1-7】関連当事者間の取引

役員との競業取引及び利益相反取引については、取締役会規則に基づき取締役会の決議事項としており、会社及び株主の利益を害することが無いよう取引が発生することに取締役会による事前承認・結果の報告を行うこととしております。

主要株主等との取引に関しては、過半数が独立社外取締役で構成される任意の委員会である「利益相反管理委員会」において、取引の合理性等を検証し、監視を行う体制としております。

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとして機能発揮

当社の企業年金の資産運用管理は、社外の運用機関に委託しております。その運用状況等については、経理・財務・人事・総務部門から必要な経験・専門性を有する者並びに従業員代表をメンバーとする企業年金運営委員会を設置して定期的に把握し、より健全かつ適正な運営に努めております。

個別の投資先企業への議決権行使については運用委託先の判断基準により行うことで、企業年金の受益者と当社との間で利益相反が生じないようにしております。

【原則3-1】情報開示の充実

(i)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、経営理念を当社ホームページ上に公表しております。

また、当社は、中期経営計画を策定し、当社ホームページ上に公表しております。

詳しくは、下記当社ホームページ「IR情報」内の「中期経営計画」をご参照ください。

<https://www.totoku.co.jp/ir/feature/>
(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。
(iii)取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針については、本報告書の「1.1.[取締役報酬関係]」に記載のとおりです。
(iv)取締役候補の指名を行うにあたっては、当社グループの企業価値の向上に資するために、それぞれの役職に必要とされる能力、知識、経験等を有していると認められる者を候補者とし、取締役会において総合的に判断することとしております。
(v)個々の取締役の選任理由についての説明は、当社定時株主総会招集通知の参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1】 経営陣に対する委任の範囲の概要
当社は、取締役会規則及び付議基準等において取締役会決議事項の範囲を定めるとともに、経営陣に対する委任の範囲を明確に定めております。また、裁決基準等を定め、業務執行取締役等の権限を明確にし、迅速な職務執行の確保に努めております。

【原則4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社における社外役員の独立性基準は、金融商品取引所の独立性基準を満たし、かつ次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合としております。
当社グループを主要な取引先(当社グループに対する取引額が連結年間総売上高の2%を超える取引先)とする者またはその業務執行者(業務を執行する取締役、執行役、執行役員または重要な使用人)
当社グループの主要な取引先(当社グループの取引額が連結年間総売上高の2%を超える取引先)またはその業務執行者
当社グループの主要な借入先(当社グループの借入額が連結総資産の2%を超える借入先)である金融機関の業務執行者
当社グループから役員報酬以外に、多額(年間100万円以上)の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
当社の主要株主(総議決権の10%以上を保有する株主)またはその業務執行者
上記 乃至 に過去3年以内に該当していた者
上記 乃至 に該当する者の近親者(二親等以内の親族)
また、当社は、独立社外取締役の選定にあたっては、豊富な知識、能力、経験を有し、建設的・客観的な助言等が期待できる人物を選定することとしております。

【補充原則4-11-1】 取締役会全体の人材の多様性確保
取締役の選任を行うにあたっては、当社グループの企業価値の向上に資するために、それぞれの役職に必要とされる能力、知識、経験等を有していると認められる者を候補者とし、取締役会において総合的に判断することとしております。
現在の当社の取締役会は、5名の監査等委員でない取締役と3名の監査等委員である取締役で構成されております。内、独立社外取締役は4名であります。

【補充原則4-11-2】 他の上場会社の兼任状況
当社の取締役の他の上場会社の役員との兼任状況については、当社定時株主総会招集通知、事業報告及び株主総会参考書類に記載のとおりです。

【補充原則4-11-3】 取締役会全体の実効性の分析・評価及び結果の概要
取締役会は、毎年、各取締役の自己評価を参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を当社ホームページで公表しております。

【補充原則4-14-2】 トレーニングの基本方針
就任時において、役員研修の機会を提供しています。その後必要な知識習得のための講習等も随時受けることが可能です。講習を受ける場合に要する費用は、当社が負担いたします。
また、当社グループの事業や財務等の状況について基本的な情報を提供し、また、随時、事業環境や動向、見通し等、経営判断に必要な情報を提供しております。

【原則5-1】 株主との建設的な対話に関する方針
当社は、株主との建設的な対話を促進し、企業の持続的成長と企業価値の向上に資するよう体制整備及び取組みを行っております。
株主との対話については管理部、経営企画部が窓口となり、各担当役員が連携して統括する体制として建設的な対話に努めております。その活動に必要な情報は、関係部署と連携して対応し充実化を図っております。
個別面談以外の対話手段としては、機関投資家・アナリスト向けに適宜決算説明会を開催しております。
インサイダー情報については、情報漏えいの防止、情報開示の公平性の観点から、沈黙期間を設定し、この期間中は決算に関するコメントや質問に対する回答を控えていただきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
古河電気工業株式会社	3,847,248	57.11
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	325,000	4.82
株式会社みずほ銀行	201,482	2.99
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	161,300	2.39
株式会社りそな銀行	149,700	2.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	98,100	1.46
住友生命保険相互会社	55,400	0.82

朝日生命保険相互会社	47,200	0.70
三洋貿易株式会社	46,000	0.68
東特塗料株式会社	45,298	0.67

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	古河電気工業株式会社 (上場:東京) (コード) 5801

補足説明

更新

当社は、自己株式72,611株を保有しておりますが、当該株式は議決権が無いため上記大株主の状況から除外しております。また、割合は自己株式を控除して計算をしております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主グループとの取引にあたっては、少数株主の利益を害することがないように公平かつ適切に対応することを方針としております。支配株主グループとの取引は、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、価格その他の取引条件についても市場実勢等を勘案して、価格交渉の上で合理的な判断に基づき決定しております。また、利益相反管理委員会を設置しており、支配株主グループとの取引の状況を調査・審議し、少数株主の利益が不当に損なわれ、または、そのおそれが大きいと認められる場合は、その旨を取締役会へ答申することで、当社のガバナンスをより強化し、併せて少数株主の利益の更なる向上を図る体制としています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小林 達	他の会社の出身者											
朝日 秀彦	他の会社の出身者											
岡部 宗也	他の会社の出身者											
石井 裕久	他の会社の出身者											
宮嶋 孝	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 達		○	——	小林 達氏は、横浜ゴム株式会社の取締役副社長等を歴任されており、経営全般に関する豊富な知識、経験から、当社の経営全般に対し助言を行い経営監督機能の強化に貢献していただける方であると判断しております。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「(5) 独立役員に関する事項」に記載の当社が定める独立性基準に照らし独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

朝日 秀彦		○	富士電機株式会社 特別顧問	朝日秀彦氏は、富士電機株式会社の執行役員常務等を歴任されており、経営全般に関する豊富な知識、経験から、当社の経営全般に対し助言を行い経営監督機能の強化に貢献していただける方であると判断しております。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「(5) 独立役員に関する事項」に記載の当社が定める独立性基準に照らし独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
岡部 宗也		○	——	岡部宗也氏は、当社の特定関係事業者(親会社)である古河電気工業株式会社での法務部長、監査部長等を歴任されており、豊富な経験、専門知識及び幅広い見識を当社の監督・監査に反映していただけると判断しております。
石井 裕久		○	株式会社ハートエージェンシー 代表取締役社長	石井裕久氏は、金融機関及び関係会社の代表取締役社長等を歴任されており、経営全般にわたる豊富な経験、専門知識及び幅広い見識を当社の監督・監査に反映していただけると判断しております。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「(5) 独立役員に関する事項」に記載の当社が定める独立性基準に照らし独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
宮嶋 孝		○	——	宮嶋 孝氏は、金融機関及び関係会社の代表取締役社長等を歴任されており、経営全般にわたる豊富な経験、専門知識及び幅広い見識を当社の監督・監査に反映していただけると判断しております。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「(5) 独立役員に関する事項」に記載の当社が定める独立性基準に照らし独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会の職務を補助する使用人を配置しております。監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、取締役からの独立性が保障され、監査等委員会の指揮命令に従って、監査業務の補助を行っております。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員(全員が社外取締役)は、監査等委員会その他の機会に定期的に会計監査人から監査計画、プロセスと結果について報告を受け、意見交換することで得た情報を監査活動に活かしております。
常勤の監査等委員と内部監査部門とは、監査の過程で得た情報を速やかに共有するとともに、必要に応じて社内各部門及びグループ会社の往査を協同で行うなど、密接に連携しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員 （名）	社内取締役 （名）	社外取締役 （名）	社外有識者 （名）	その他（名）	委員長（議 長）
指名委員会に相当 する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取 締役

補足説明

報酬委員会は、取締役等の報酬について、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることにより報酬決定手続きの透明性、適正性を向上させることを主な目的としています。委員は、独立社外取締役が過半数を占めており、取締役等の報酬制度並びに個人別の報酬に関する事項等について審議し、取締役会に答申することとしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、金融商品取引所の独立性基準を満たし、かつ、次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当社社外取締役（候補者を含む）は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断します。

当社及び当社の子会社（以下、併せて当社グループという）を主要な取引先（注1）とする者またはその業務執行者（注2）
 当社グループの主要な取引先（注3）またはその業務執行者
 当社グループの主要な借入先（注4）である金融機関の業務執行者
 当社グループから役員報酬以外に、多額（注5）の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
 当社の主要株主（注6）またはその業務執行者
 上記 乃至 に過去3年以内に該当していた者
 上記 乃至 に該当する者の近親者（二親等以内の親族）

- （注）
1. 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対する取引額が当該取引先の直近事業年度における連結年間総売上高の2％を超える取引先をいう。
 2. 業務執行者とは、業務を執行する取締役、執行役、執行役員または重要な使用人をいう。
 3. 当社グループの主要な取引先とは、当社グループの取引額が直近事業年度における連結年間総売上高の2％を超える取引先をいう。
 4. 主要な借入先とは、当社グループの借入額が直近事業年度における連結総資産の2％を超える借入先をいう。
 5. 多額とは、年間1,000万円以上に該当する場合をいう。
 6. 主要株主とは、当社の総議決権の10％以上を保有する株主をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
-------------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

業績連動報酬制度の導入については、本報告書の「1.【取締役報酬関係】」に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

事業報告及び有価証券報告書において、取締役の年間報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬の算定方法の決定方針を以下のとおり定めております。

- ・当社グループの持続的な成長に向けて、各役員が業務執行・経営監督の機能・役割を適切に発揮するとともに、経営理念の実現及び業績目標達成の動機付けに資する報酬とすることを基本方針とする。
- ・監査等委員でない取締役(社外取締役、非業務執行取締役を除く。)の報酬については、役位・職責に応じた基本報酬(固定報酬)と業績の達成状況に応じて変動する短期業績連動報酬並びに中長期業績連動報酬(株式報酬)で構成する。ただし、中長期業績連動報酬(株式報酬)の導入は、第104期以降とする。
- ・監査等委員でない社外取締役及び非業務執行取締役の報酬は、業務執行からの独立性及び経営の監督という役割を踏まえ、基本報酬(固定報酬)のみで構成する。
- ・監査等委員である取締役の報酬は、業務執行からの独立性及び経営の監督・監査という役割を踏まえ、基本報酬(固定報酬)のみで構成し、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。
- ・基本報酬は、経営の監督、業務執行といった役割の違いや役位、職責等に応じて、当社の業績等を考慮しながら総合的に勘案して決定する。
- ・短期業績連動報酬は、金銭報酬とし、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標の達成度合いに応じて決定する。短期業績連動報酬に係る業績指標の内容については、業績を適切に反映するために、連結営業利益及び連結税金等調整前当期純利益を採用することとし、これらの業績指標を評価基準として報酬額を算定する。なお、業績指標の内容と算定方法については、環境の変化に応じて、適宜、報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行う。
- ・当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、業務執行取締役に對し、役位別に設定する基準額に応じた譲渡制限付株式を付与する。なお、本株式報酬は、第103期定時株主総会で承認されることを条件とする。
- ・基本報酬、短期業績連動報酬及び中長期業績連動報酬(株式報酬)の個人別報酬に対する割合については、役位に応じて上位の役位ほど短期業績連動報酬と中長期業績連動報酬(株式報酬)の割合が高まる構成とすることを基本とし、報酬委員会において、報酬水準等も勘案して総合的に検討する。取締役会は報酬委員会の答申内容を尊重の上、個人別報酬に対する割合を決定する。
- ・基本報酬、短期業績連動報酬及び中長期業績連動報酬(株式報酬)は、在任中に定期的に支給する。基本報酬は、月例の固定報酬として支給し、短期業績連動報酬と中長期業績連動報酬(株式報酬)は、年一回、一定の時期に支給する。
- ・個人別の報酬額については、その妥当性・客観性を担保するため、取締役会の諮問機関であり、過半数が独立社外取締役で構成される報酬委員会において、審議する。最終的な各取締役の報酬額は、報酬委員会が答申した内容を尊重し、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会が決定する。
- ・報酬の額(総額)は、2020年6月25日開催の第102期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額(基本報酬及び短期業績連動報酬)は年額180百万円以内(うち社外取締役分年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)、監査等委員である取締役の報酬額は年額65百万円以内と決議されている。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会資料については、取締役全員に対し事前に配布しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			― 名		
その他の事項					

当社には、相談役・顧問制度がありますが、現在、会社の経営に関与するような該当者はおりません。なお、代表取締役社長等を退任した者が相談役あるいは顧問に就任する場合でも、遂行する職務は前任経営者としての助言あるいは個別に委託された特定の業務に限られ、経営全般には一切関与いたしません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会の監督機能の更なる強化、意思決定の迅速化等、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

取締役会は、取締役会が定めた基準に基づき個別の業務執行に係る決定権限を業務執行取締役に大幅に委任し、経営戦略等のより重要な事

項の審議をこれまで以上に充実させるとともに、業務執行の監督機能の強化を図ることとしております。また、取締役会の監督機能を補完するために、取締役会の任意の諮問機関として、利益相反管理委員会及び報酬委員会を設置しております。

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名、及び監査等委員である取締役3名で構成され、原則として月1回開催し、法令、定款などに定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の監督を行っております。

監査等委員会は、原則として月1回開催し、監査等委員会および各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査方針・計画および職務の分担等に基づき、取締役会、経営会議等重要な会議へ出席するとともに、業務執行取締役や執行役員等から職務執行状況の報告を受け、また、重要な決裁書類を閲覧し、当社の各部門及び子会社の状況を往査により確認する等の監査業務を行っております。

利益相反管理委員会は、当社グループと親会社グループとの取引について、上場子会社としてのガバナンスをより強化し、少数株主の利益確保の更なる向上を図ることを主な目的としています。委員は、独立社外取締役が過半数を占めており、当社グループと親会社グループとの取引について、その合理性・公正性等を審査し、少数株主の利益を損なうおそれが大きいと認められる取引については、その旨を取締役に答申することとしております。

報酬委員会は、取締役等の報酬について、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることにより報酬決定手続きの透明性、適正性を向上させることを主な目的としています。委員は、独立社外取締役が過半数を占めており、取締役等の報酬制度並びに個人別の報酬に関する事項等について審議し、取締役会に答申することとしております。

業務執行取締役は、取締役会から業務執行の決定を大幅に委任されており、迅速かつ機動的に意思決定を行う体制としております。また、経営会議を設置しており、常勤監査等委員である取締役を含む常勤取締役及び執行役員等で構成され、付議基準で定められた業務執行上の重要事項について十分な審議・検討を行った上で、業務執行取締役が決定しております。当社は、執行役員制を導入しており、取締役会が選任した執行役員が、委嘱された職務の遂行に専念することで、業務執行の効率性向上を図っております。

内部監査につきましては、内部監査部門として監査部を設置し、業務の健全性を確保するため、内部統制の有効性、業務の適法性・適正性等の観点から内部監査を実施し、その結果に基づき改善等を行う体制としております。また、監査等委員である取締役と適宜連携をとり情報共有及び意見交換等を行っております。

会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任いたしましたが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会において議決権を有する監査等委員である取締役により業務執行に対する監視・監督の実効性が強化され、また、業務執行の迅速性、効率性の向上も図ること等により、透明性の高いガバナンス体制を構築し、結果として経営の健全性及び企業価値の向上が図れるものと考え、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年6月25日開催の第102期定時株主総会に関する招集通知は、法定期日である同年6月10日に発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を適宜開催しております。今後も原則として事業年度終了後及び第2四半期の決算発表後に決算説明会を開催する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報及び適時開示資料等を、ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署名 経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動憲章を制定するとともに経営方針において、すべてのステークホルダーとの良好な関係構築に取り組んでいくことを明確にしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境管理委員会を設置し、環境方針及び行動計画を定め、地球環境に配慮した事業活動並びに環境保全活動等に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報の適時開示に関する社内規程を制定し、株主の皆様等ステークホルダーに対して適時・適切な情報開示に努めることを重要課題と位置付けております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令及び企業倫理の遵守体制を強化するとともに、業務の適正を確保するため、内部統制システムを整備するとともに、その効果的な運用を図っていくことを基本としております。

当社における内部統制システムの構築に関する基本方針の骨子は次のとおりです。

1. 職務執行の法令遵守に関する事項

コンプライアンス活動の推進を図るため、コンプライアンス規程及びCSR行動規範を制定し、その周知を図るとともに、内部通報制度を導入してコンプライアンス違反の未然防止、早期是正を図る体制をとっております。

2. 職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会、決議書等の重要な記録及び書類については、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、また電磁的媒体に記録された情報については、情報セキュリティマニュアル等の社内規程に基づき、重要な経営資産として保護し適正に取り扱うこととしております。

3. 損失の危険の管理に関する事項

リスク管理体制については、リスク管理規程等の社内規程に基づき、損失の危険を未然に防止するための措置をとるとともに、損失の危険が発見されたときは損失を最小限に抑えるべく、特別に対策委員会等を設置し迅速かつ適切な対応をとることとしております。

4. 職務執行の効率性に関する事項

中期経営計画及び各期ごとの予算を作成して達成すべき経営目標を定め、各部門はその目標達成に向けて職務を遂行し、達成状況については定期的に経営会議及び取締役会に報告することとしております。

5. 企業集団における業務の適正性確保に関する事項

子会社別に責任者を定め、経営状況の把握、子会社に対する経営指導を行う体制にしております。また、グループ全体で法令遵守及び業務の適正性を確保するため、企業行動憲章、コンプライアンス、リスク管理等に関する事項は、グループ全体で取り組む体制としております。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会からその業務を補助すべき使用人の設置を求められた場合は監査等委員会と協議の上、適任者を配置するものとし、当該使用人の異動、考課等については監査等委員会の同意を要する等、取締役からの独立性を保障することとしております。

7. 監査等委員会への報告、その他監査等委員会監査の実効性確保に関する事項

取締役または担当部署の責任者は、内部統制の構築・運用状況を適宜監査等委員会に報告し、また会社に着しい損害を及ぼす事実等を発見したときは、速やかに監査等委員会へ報告する体制としております。監査等委員会の監査方針・監査計画は、取締役会の報告事項とし、社内に周知するとともに、監査状況についても、定期的に社長及び取締役会が報告を受けることとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動憲章において、反社会的勢力に対しては、その排除のために毅然とした態度で対応することを基本方針としております。これを実現するために、反社会的勢力の不当な要求に屈することなく一切の関係を遮断することをCSR行動規範に明記して徹底しております。また、対応所管部署である人事総務担当部門は、警察や外部関係機関からの情報収集に努めるとともに当該関係機関等との連携を図ってまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

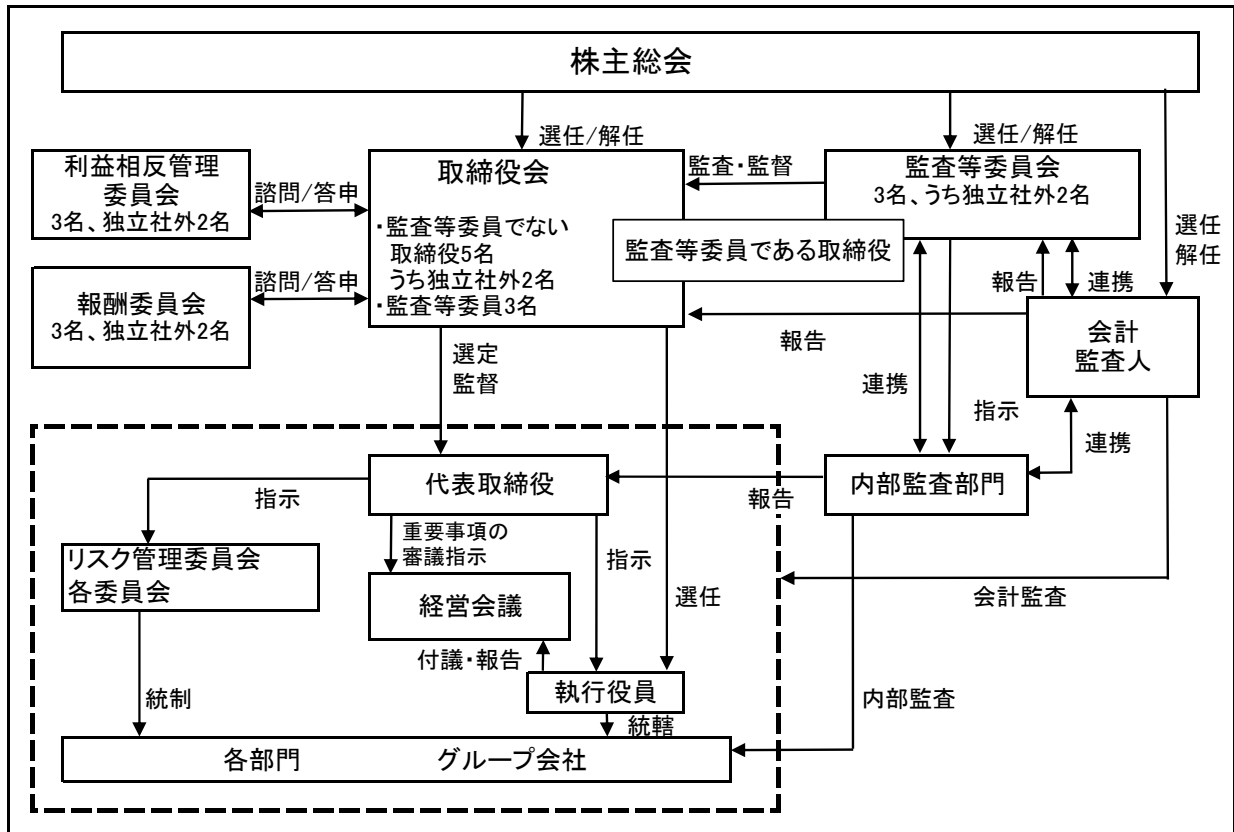
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、当社及び子会社に関する重要情報等を適時適切に開示することを方針とし、その体制については会社情報の適時開示に関する規程を制定しております。

社内体制の概要は、重要情報の収集・管理を行なう責任者として、情報取扱責任者を置いております。当社及び子会社に関する重要な事実については、社長及び情報取扱責任者へ報告される体制とし、情報取扱責任者は、重要な決定事項並びに報告された重要な事実等について、適時開示に関する諸規則の定めに基づき適時開示の要否を判定しております。開示を必要とする会社情報については、所定の機関決定を経た上で、適時開示に関する諸規則に基づき開示手続きをとっております。

当社のコーポレート・ガバナンスの模式図



適時開示体制の概要（模式図）

